

審判官・理事官の募集

1. はじめに

海難が発生すると、理事官は、海難審判法に定められた手続に則って、調査を行い、その結果、海難が海技士、小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したものであると認めるときは、審判開始の申立てを行います。

審判官は、理事官の審判開始の申立てによって審判を開始し、海難の事実及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容を明らかにし、かつ、証拠によってこれらの事実を認めた理由を示した裁決をもって懲戒を行います。

海難審判は、海難の発生防止に寄与することを目的としています。

2. 応募資格： 次のいずれかに該当する方

(1) 一級海技士(航海)又は一級海技士(機関)の免許を受けた後、2年以上、次のいずれかの船舶の「船長」又は「機関長」の経歴を有する方

- ① 近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶
- ② 第三種の従業制限を有する漁船
- ③ 総トン数 1,000トン以上の船舶

(2) 次に掲げる職の1又は2以上の経歴を有し、その年数が通算して5年以上である方

- ① 海事補佐人
- ② 大学の船舶の運航若しくは船舶用機関の運転に関する学科の教授若しくは准教授又は独立行政法人海技教育機構その他国土交通省令で定める教育機関のこれらの職に相当する職
- ③ 一般職の職員の給与に関する法律において、行政職俸給表(一)の4級以上の海事に関する事務を所掌する職、公安職俸給表(二)の4級若しくはこれに相当すると認められる級以上の海上保安官、専門行政職俸給表の3級以上の船舶検査官若しくは海技試験官若しくは運輸安全委員会の船舶事故等に関する事務を所掌する事故調査官

(3) 裁判所法第44条の規定による簡易裁判所判事の任命資格を有する方

※応募資格についてご質問がある場合は、気軽にお問合せ下さい。

3. 配属先：各地方海難審判所(函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇)

4. 選考方法：書類審査及び面接試験

5. その他：詳しくは、海難審判所ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jmat/bosyuu/bosyuu.htm>) をご覧ください。



お問い合わせ先：海難審判所総務課総務係
電話 03-6893-2400